

成田市地域公共交通活性化協議会設置要綱（案）

（目的）

第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、成田市地域公共交通計画（以下「公共交通計画」という。）の作成及び実施に関する事項を協議するため、成田市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務所）

第 2 条 協議会は、事務所を千葉県成田市花崎町 760 番地に置く。

（協議事項）

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1）公共交通計画の策定及び変更に関する事項
- （2）公共交通計画の実施に関する事項
- （3）公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- （4）前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

（協議会の委員）

第 4 条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者とする。

- （1）成田市副市長の職にある者及び市長が指名する職員
- （2）一般乗合旅客自動車運送事業者を代表する者
- （3）一般乗用旅客自動車運送事業者を代表する者
- （4）鉄道事業者を代表する者
- （5）成田市社会福祉協議会の代表者又はその指名する者
- （6）成田土木事務所長又はその指名する職員
- （7）成田警察署長又はその指名する職員
- （8）成田市区長会の代表者又はその指名する者
- （9）成田市高齢者クラブ連合会の代表者又はその指名する者
- （10）成田市福祉連合会の代表者又はその指名する者
- （11）学識経験者
- （12）関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する職員
- （13）千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する職員
- （14）千葉県総合企画部空港地域振興課長又はその指名する職員
- （15）成田国際空港株式会社の代表者又はその指名する者
- （16）成田商工会議所の代表者又はその指名する者

- (17) 成田市観光協会の代表者又はその指名する者
- (18) 成田市東商工会の代表者又はその指名する者
- (19) 前各号に掲げる者のほか、協議会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員に事故があるときは、当該機関におけるその者の職務を代理又は補佐する者に代理させることができる。
- 4 会議における議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するものとする。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると協議会が認めるときは、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項の規定にかかわらず、会長が軽微な案件であると認めるとき又は会議を開催する暇がないとき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面による協議をもって会議の議決に代えることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(守秘義務)

第8条 委員及び関係者は、前条第5項ただし書の規定により非公開で行った会議の内容を漏らしてはならない。

(協議結果の取扱い)

第9条 会議における議事及び協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ分科会を設置することができる。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、成田市都市部都市計画課において処理する。

(経費)

第12条 協議会の運営に要する経費は、成田市の予算の範囲内から執行するものとする。

(報償費)

第13条 会議に出席した委員等に対し、報償費を支給することができる。
2 第7条第7項の規定により、書面による議決を行った場合においても、前項の規定を適用する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和●年●月●日から施行する。

成田市地域公共交通活性化協議会設置要綱 新旧対照表（抜粋）

現 行	改 正 案
<p>成田市地域公共交通網形成協議会 設置要綱</p>	<p>成田市地域公共交通活性化協議会 設置要綱</p>
<p>(目的) 第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、成田市<u>地域公共交通網形成計画</u>（以下「<u>網形成計画</u>」という。）の作成及び実施に関する事項を協議するため、成田市地域公共交通網形成協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p>	<p>(目的) 第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、成田市<u>地域公共交通計画</u>（以下「<u>公共交通計画</u>」という。）の作成及び実施に関する事項を協議するため、成田市地域公共交通<u>活性化</u>協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p>
<p>(協議事項) 第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。 (1) <u>網形成計画</u>の策定及び変更に関する事項 (2) <u>網形成計画</u>の実施に関する事項 (3) <u>網形成計画</u>に位置付けられた事業の実施に関する事項 (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項</p>	<p>(協議事項) 第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。 (1) <u>公共交通計画</u>の策定及び変更に関する事項 (2) <u>公共交通計画</u>の実施に関する事項 (3) <u>公共交通計画</u>に位置付けられた事業の実施に関する事項 (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項</p>
<p>(協議会の委員) 第4条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者とする。 (1) 成田市副市長の職にある者及び市長が指名する<u>市職員</u> (2) ～ (5) (略) (6) 成田土木事務所長又はその指名する者 (7) 成田警察署長又はその指名する者 (8) ～ (11) (略) (12) 関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者 (13) ～ (19) (略)</p>	<p>(協議会の委員) 第4条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者とする。 (1) 成田市副市長の職にある者及び市長が指名する<u>職員</u> (2) ～ (5) (略) (6) 成田土木事務所長又はその指名する<u>職員</u> (7) 成田警察署長又はその指名する<u>職員</u> (8) ～ (11) (略) (12) 関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する<u>職員</u> (13) ～ (19) (略)</p>

現 行	改 正 案
<p>(報償費)</p> <p>第13条 会議に出席した委員等に対し、報償費を支給することができる。</p> <p>2 (新設)</p>	<p>(報償費)</p> <p>第13条 会議に出席した委員等に対し、報償費を支給することができる。</p> <p>2 <u>第7条第7項の規定により、書面による議決を行った場合においても、前項の規定を適用する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この要綱は、令和●年●月●日から施行する。</u></p>

成田市地域公共交通活性化協議会傍聴要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、成田市地域公共交通活性化協議会設置要綱（令和元年5月22日施行。以下「設置要綱」という。）第14条の規定に基づき、成田市地域公共交通活性化協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第2条 会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴人」という。）は、会議の開催予定時刻までに所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴受付簿に記入するものとする。

（傍聴人の定員等）

第3条 傍聴人の定員は、20名とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長は、開催場所の規模等を勘案して傍聴人の定員を変更することができる。
- 3 傍聴希望者が、会議の開催予定時刻までに定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決定するものとする。
- 4 傍聴希望者が定員に満たない場合は、会議の開始後も定員に達するまで傍聴の受付を行うものとする。

（傍聴することができない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険なものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、ゼッケン、たすきその他これらに類するものを携帯している者
- (4) 録音機、ビデオカメラ、写真機その他これらに類するもの（カメラ機能付携帯電話を除く。）を携帯している者
ただし、第6条の規定により撮影、または録音をすることにつき、会長の許可を得たものを除く。
- (5) 拡声器、笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を携帯している者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨げ、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると会長が認める者

（傍聴人の遵守事項）

第5条 傍聴人は、所定の場所において傍聴しなければならない。

- 2 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議における議事や言論に批評を加え、または公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話等音声を発する機器の電源を切り、使用しないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、または議事の妨げとなる行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、写真、ビデオ等の撮影、または録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得たときは、この限りでない。

(職員の指示)

第7条 傍聴人は、設置要綱第11条に規定する庶務を処理する職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 会長は、傍聴人がこの要綱の規定に違反したときは、これを制止するなど必要な措置を行うことができる。

2 会長は、傍聴人が前項の規定による措置又は前条の指示に従わないときは、その者の傍聴を禁じ、または退場を命じることができる。

(傍聴の禁止および退場)

第9条 傍聴人は、前条第2項の規定により会長が傍聴を禁じ、または退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

2 傍聴人は、設置要綱第7条第5項ただし書の規定により会議を非公開で行うものとされた場合は、速やかに退場しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和●年●月●日から施行する。

成田市地域公共交通活性化協議会傍聴要綱 新旧対照表（抜粋）

現 行	改 正 案
成田市地域公共交通網形成協議会傍聴要綱	成田市地域公共交通活性化協議会傍聴要綱
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、成田市地域公共交通網形成協議会設置要綱（令和元年5月22日施行。以下「設置要綱」という。）第14条の規定に基づき、成田市地域公共交通網形成協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、成田市地域公共交通活性化協議会設置要綱（令和元年5月22日施行。以下「設置要綱」という。）第14条の規定に基づき、成田市地域公共交通活性化協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>
(新設)	<p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この要綱は、令和●年●月●日から<u>施行する。</u></p>

○ 持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律について

1 背景

現在、多くの地域で人口減少の本格化に伴い、バスをはじめとする公共交通サービスの需要の縮小や経営の悪化、運転者不足の深刻化などにより地域の公共交通の維持・確保が厳しくなっています。他方、高齢者の運転免許の返納が年々増加している等、受け皿としての移動手段を確保することがますます重要な課題になっています。

このような状況を踏まえ、原則として全ての地方公共団体において地域交通に関するマスタープランとなる計画（地域公共交通計画）を策定した上で、交通事業者をはじめとする地域の関係者と協議しながら公共交通の改善や移動手段の確保に取り組める仕組みを拡充するとともに、特に過疎地などでは、地域の輸送資源を総動員して移動ニーズに対応する取組を促すため、令和2年6月3日に「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、同年11月27日から施行されました。

2 経過

(1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の制定（平成19年10月）

市町村が主体となって幅広い関係者の参加による協議会を設置し、「地域公共交通総合連携計画」の策定を通じて、地域公共交通の維持・確保や利便性向上に取り組むことを促進する制度が整備された。

(2) 同法改正（平成26年11月）

まちづくりと連携し、面的な公共交通ネットワークを再構築するため、「地域公共交通網形成計画」を法定計画として規定された。

⇒ バス路線の再編等を実施する「地域公共交通再編事業」を創設し、その実施計画について国が認定し、法律・予算の特例措置を適用することにより、計画の実現を後押しする制度が整備された。

◆地域公共交通網形成 計画の策定状況（令和2年3月末時点）

⇒令和2年3月末時点で、585件の地域公共交通網形成計画が策定されている。

（参考：令和2年11月末時点では609件）

⇒網形成計画の策定主体は、市町村単独によるものが約9割を占めており、都道府県等による広域的な計画策定は十分に進んでいない。

また、地域ごとに現状の把握や目標設定の方法等を含め粗密があり、PDCAを着実に進める観点から、より一層の具体性・客観性や、わかりやすさ等が必要。

(3) 同法改正（令和2年11月）

1. 法改正により、持続可能な地域の旅客運送サービスの提供を確保することを目的に、地方公共団体による「地域公共交通計画（マスタープラン）」の作成を**努力義務化**
⇒ 国が予算・ノウハウ面の支援を行うことで、地域における取組を更に促進
2. 従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）も計画に位置付け
⇒ バス・タクシー等の公共交通機関をフル活用した上で、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応（情報基盤の整備・活用やキャッシュレス化の推進にも配慮）
3. 定量的な目標（利用者数、収支等）の設定、毎年度の評価等
⇒ データに基づくPDCAを強化

3 地域公共交通計画と従来の網形成計画との違い

令和2年の活性化再生法の改正に伴い、従来の「地域公共交通網形成計画」に代わり、新たな法定計画として「地域公共交通計画の」作成が努力義務化されました。

地域公共交通計画は、従来の計画に対し対象や内容、位置づけ、実効性確保のそれぞれの面で拡充させ、新たな計画とすることで、地域交通に関する各種の取組を更に促進していくことを目的としています。

	地域公共交通計画 (令和2年～)	網形成計画 (平成26年～)	連携計画 (平成19年～)
計画の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ ネットワークの確保・充実に加え、ダイヤや運賃などの面からもサービスを総合的に捉え改善や充実に取り組む ・ 地域の輸送資源を総動員する具体策を盛り込むことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ バス路線などの専ら公共交通のネットワークの確保・充実（主に路線の再編や新規整備）を対象とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・ バス交通などの活性化・再生を目的としており、特定の交通機関に特化した計画の作成も可能
位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体による作成を法的に努力義務化 ・ 基本的に全ての地方公共団体において計画の作成や実施に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体による作成が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村による作成が可能（ただし、複数市町村での作成も可能）
実効性確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定量的な目標の設定や毎年度の評価などの仕組みを制度化 ・ 定量的なデータに基づくPDCAの取組を強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り具体的な数値指標を明示 ・ 原則として計画期間の終了時・計画の見直し時に達成状況を評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り具体的なかつ明確な目標を設定

【地域公共交通計画等の作成と運用の手引きより抜粋】

○ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律【抜粋】

（「**持続可能な地域公共交通網の形成**」から「**地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保**」へ）（法第1条）

【改正概要】

法第1条の目的規定が次のとおり改められ、法は、交通政策基本法（平成25年法律第92号）の基本理念にのっとり、地方公共団体による地域公共交通計画の作成に関する措置及び新モビリティサービス事業の円滑化を図るための措置等について定めることにより、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とすることとされました。

旧	新
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、移動のための交通手段に関する利用者の選好の変化により地域公共交通の維持に困難を生じていること等の社会経済情勢の変化に対応し、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その他の地域間の交流の促進並びに交通に係る環境への負荷の低減を図るための基盤となる地域における<u>公共交通網（以下「地域公共交通網」という。）の形成の促進の観点から地域公共交通の活性化及び再生を推進することが重要となっていることに鑑み、交通政策基本法（平成二十五年法律第九十二号）の基本理念にのっとり、地方公共団体による地域公共交通網形成計画の作成及び地域公共交通特定事業の実施に関する措置並びに新地域旅客運送事業の円滑化を図るための措置について定めることにより、持続可能な地域公共交通網の形成に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、移動のための交通手段に関する利用者の選好の変化により地域公共交通の維持に困難を生じていること等の社会経済情勢の変化に対応し、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その他の地域間の交流の促進並びに交通に係る環境への負荷の低減を図るための基盤となる地域における<u>旅客の運送に関するサービスの提供を確保するために地域公共交通の活性化及び再生を推進することが重要となっていることに鑑み、交通政策基本法（平成二十五年法律第九十二号）の基本理念にのっとり、地方公共団体による地域公共交通計画の作成及び地域公共交通特定事業の実施に関する措置並びに新地域旅客運送事業及び新モビリティサービス事業の円滑化を図るための措置について定めることにより、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。</u></p>

(地域公共交通計画の作成)

(法第5条)

【改正概要】

地方公共団体が基本方針に基づき作成する「地域公共交通網形成計画」は、「地域公共交通計画」に名称が変更され、当該計画の作成に関し努力義務化されました（法第5条第1項）。

また、2以上の市町村は、共同して都道府県に対し、当該計画を作成することを要請することができる旨の規定が新設されました（法第5条第8項）。

旧	新
<p><u>(地域公共交通網形成計画)</u></p> <p>第五条 地方公共団体は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、<u>持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画</u>（以下「<u>地域公共交通網形成計画</u>」という。）を作成することができる。</p> <p>2 <u>地域公共交通網形成計画</u>においては、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 <u>持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針</u></p> <p>二 <u>地域公共交通網形成計画の区域</u></p> <p>三 <u>地域公共交通網形成計画の目標</u></p> <p>四 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項</p> <p>五 <u>地域公共交通網形成計画の達成状況の評価に関する事項</u></p> <p>六 計画期間</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、<u>地域公共交通網形成計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項</u></p> <p>3 <u>地域公共交通網形成計画</u>においては、前項各号に掲げる事項のほか、<u>都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携その他の持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項を定めるよう努めるものとする。</u></p>	<p><u>(地域公共交通計画)</u></p> <p>第五条 地方公共団体は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、<u>地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画</u>（以下「<u>地域公共交通計画</u>」という。）を作成するよう努めなければならない。</p> <p>2 <u>地域公共交通計画</u>においては、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 <u>地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針</u></p> <p>二 <u>地域公共交通計画の区域</u></p> <p>三 <u>地域公共交通計画の目標</u></p> <p>四 略</p> <p>五 <u>地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項</u></p> <p>六 略</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、<u>地域公共交通計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項</u></p> <p>3 <u>地域公共交通計画</u>においては、前項各号に掲げる事項のほか、<u>次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。</u></p> <p>一 <u>第三十七条の規定による資金の確保に関する事項</u></p> <p>二 <u>都市機能の増進に必要な施設の立地の適</u></p>

<p>4 <u>第二項第四号に掲げる事項には、地域公共交通特定事業に関する事項を定めることができる。</u></p> <p>5 <u>地域公共交通網形成計画</u>は、都市計画、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条の中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十四条の二の移動等円滑化の促進に関する方針及び同法第二十五条の移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想との調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>6 地方公共団体は、<u>地域公共交通網形成計画</u>を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、地域公共交通の利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p><u>正化に関する施策との連携に関する事項</u></p> <p>三 <u>観光の振興に関する施策との連携に関する事項</u></p> <p>四 <u>前三号に掲げるもののほか、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項</u></p> <p>4 <u>第二項第三号に掲げる事項には、地域旅客運送サービスについての利用者の数及び収支その他の国土交通省令で定める定量的な目標を定めるよう努めるものとする。</u></p> <p>5 略</p> <p>6 <u>地域公共交通計画</u>は、都市計画、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条の中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十四条の二の移動等円滑化の促進に関する方針及び同法第二十五条の移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想との調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>7 地方公共団体は、<u>地域公共交通計画</u>を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、地域公共交通の利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>8 <u>市町村の区域を超えた広域的な地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進しようとする二以上の市町村は、共同して、都道府県に対し、地域公共交通計画を作成することを要請することができる。</u></p> <p>9 <u>都道府県は、前項の規定による要請があった場合において、住民の移動に関する状況を勘案して二以上の市町村にわたり一体的に地域旅</u></p>
---	--

<p>7 <u>地方公共団体は、<u>地域公共交通網形成計画</u>を作成しようとするときは、これに定めようとする第二項第四号に掲げる事項について、次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他<u>地域公共交通網形成計画</u>に定めようとする事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会と協議をしなければならない。</u></p> <p>8 <u>地方公共団体は、<u>地域公共交通網形成計画</u>を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県（当該<u>地域公共交通網形成計画</u>を作成した都道府県を除く。）並びに関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他<u>地域公共交通網形成計画</u>に定める事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会に、<u>地域公共交通網形成計画</u>を送付しなければならない。</u></p> <p>9 <u>主務大臣及び都道府県は、前項の規定により<u>地域公共交通網形成計画</u>の送付を受けたときは、主務大臣にあっては地方公共団体に対し、都道府県にあっては市町村に対し、必要な助言をすることができる。</u></p> <p>10 <u>第六項から前項までの規定は、<u>地域公共交通網形成計画</u>の変更について準用する。</u></p>	<p><u>客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する<u>地域公共交通の活性化及び再生を推進する必要があると認めるときは、<u>地域公共交通計画</u>を作成するものとする。</u></u></p> <p>10 <u>地方公共団体は、<u>地域公共交通計画</u>を作成しようとするときは、これに定めようとする第二項第四号に掲げる事項について、次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他<u>地域公共交通計画</u>に定めようとする事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会と協議をしなければならない。</u></p> <p>11 <u>地方公共団体は、<u>地域公共交通計画</u>を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県（当該<u>地域公共交通計画</u>を作成した都道府県を除く。）並びに関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他<u>地域公共交通計画</u>に定める事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会に、<u>地域公共交通計画</u>を送付しなければならない。</u></p> <p>12 <u>主務大臣及び都道府県は、前項の規定により<u>地域公共交通計画</u>の送付を受けたときは、主務大臣にあっては地方公共団体に対し、都道府県にあっては市町村に対し、必要な助言をすることができる。</u></p> <p>13 <u>第七項から前項までの規定は、<u>地域公共交通計画</u>の変更について準用する。</u></p>
--	---

(計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会)

(法第6条)

【改正概要】

法第5条第1項の規定により、地方公共団体が基本方針に基づき作成する「地域公共交通網形成計画」は、「地域公共交通計画」に名称が変更されることに伴い、計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織するもの。(法第6条第1項)

旧	新
<p>(協議会)</p> <p>第六条 <u>地域公共交通網形成計画</u>を作成しようとする地方公共団体は、<u>地域公共交通網形成計画</u>の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。</p> <p>2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>一 <u>地域公共交通網形成計画</u>を作成しようとする地方公共団体</p> <p>二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者</p> <p>三 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者</p> <p>3 第一項の規定により協議会を組織する地方公共団体は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知しなければならない。</p> <p>4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。</p> <p>5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。</p> <p>6 主務大臣及び都道府県(第一項の規定により協議会を組織する都道府県を除く。)は、<u>地域公共交通網形成計画</u>の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。</p>	<p>(協議会)</p> <p>第六条 <u>地域公共交通計画</u>を作成しようとする地方公共団体は、<u>地域公共交通計画</u>の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会(以下この章において「協議会」という。)を組織することができる。</p> <p>2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>一 <u>地域公共交通計画</u>を作成しようとする地方公共団体</p> <p>二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者</p> <p>三 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者</p> <p>3 第一項の規定により協議会を組織する地方公共団体は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知しなければならない。</p> <p>4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。</p> <p>5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。</p> <p>6 主務大臣及び都道府県(第一項の規定により協議会を組織する都道府県を除く。)は、<u>地域公共交通計画</u>の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。</p>

(資金の確保)

(法第 37 条)

【改正概要】

法第 5 条第 3 項第 1 号の規定による、法第 37 条の規定による資金の確保について、以下のとおり改正された。

旧	新
<p>第五章 雑則 (資金の確保)</p> <p>第三十七条 国及び地方公共団体は、<u>地域公共交通網形成計画</u>に定められた<u>事業</u>及び新地域旅客運送事業の推進を図るために必要な資金の確保に努めるものとする。</p>	<p>第六章 雑則 (資金の確保)</p> <p>第三十七条 国及び地方公共団体は、<u>地域公共交通計画</u>に定められた<u>目標</u>を達成するために行う<u>事業</u>、<u>新地域旅客運送事業</u>及び<u>新モビリティサービス事業</u>の推進を図るために必要な資金の確保に努めるものとする。</p>

(地域公共交通計画に定める定量的な目標)

(令第 10 条の 2)

【改正概要】

法第 5 条第 4 項の規定による、国土交通省令で定める定量的な目標について、以下のとおり新設された。

旧	新
<p>第二章 <u>地域公共交通網形成計画</u>の作成及び実施</p> <p>第一節 <u>地域公共交通網形成計画</u>の作成 (<u>地域公共交通網形成計画</u>の作成の方法)</p> <p>第十条 <u>地域公共交通網形成計画</u>に鉄道再生事業に関する事項を定めようとするときは、当該鉄道再生事業を実施しようとする路線の存する全ての市町村が共同して作成するものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第二章 <u>地域公共交通計画</u>の作成及び実施</p> <p>第一節 <u>地域公共交通計画</u>の作成 (<u>地域公共交通計画</u>の作成の方法)</p> <p>第十条 <u>地域公共交通計画</u>に鉄道再生事業に関する事項を定めようとするときは、当該鉄道再生事業を実施しようとする路線の存する全ての市町村が共同して作成するものとする。</p> <p>(<u>地域公共交通計画に定める定量的な目標</u>)</p> <p><u>第十条之二 法第五条第四項の国土交通省令で定める定量的な目標は、次に掲げる事項に関する目標とする。</u></p> <p>一 <u>地域旅客運送サービスの利用者の数</u></p> <p>二 <u>地域旅客運送サービスに係る収支</u></p> <p>三 <u>地域旅客運送サービスの費用に係る国又は地方公共団体の支出の額</u></p> <p>四 <u>前各号に掲げるもののほか、地域公共交通計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項</u></p>